

社会福祉施設指導監査事項（共通事項）

主 眼 事 項	着 眼 点
第1 適切な利用者処遇の確保 1 利用者処遇の充実	施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。 施設の管理の都合により、利用者の生活を不当に制限していないか。 (1) 処遇計画は、適切に策定されているか。 ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び利用者本人等の希望に基づいて策定されているか。 また、処遇計画は、利用開始後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。 イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを心得て策定され、かつその実践に努めているか。 ウ 利用者の処遇記録等は整備されているか。 (2) 機能訓練が、必要な者に対して適切に行われているか。 (3) 適切な給食が提供するように努められているか。 ア 必要な栄養所要量が確保されているか。 イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。 ウ 利用者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。 エ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。 オ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。 カ 食器類の衛生管理に努めているか。 キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。 (4) 適切な入浴等の確保がなされているか。 利用の入浴又は清拭（しき）は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。 (5) 利用者の状態に応じた排せつ及びおむつ交換が適切に行われているか。 排せつの自立についてその努力がなされているか。トイレ等は利用者の特性に応じた工夫がなされているか。また、換気、保温及び利用者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。 (6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
2 利用者の生活環境等の確保 3 自立、自活等への支援援助 第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保 1 施設の運営管理体制の確立	(7) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 イ 施設の種別、定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医が置かれているか。（必要な日数と時間が確保されているか。） また、個々の利用の身体状況・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。 (8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。 (9) 家族との連携に積極的に努めているか。また、利用者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。 (10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 (11) 実施機関との連携が図られているか。 施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。 ア 利用者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。 また、障害に応じた配慮がされているか。 イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。 また、障害に応じた配慮がされているか。 ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。 利用者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。 健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。 (1) 利用定員及び居室の定員を遵守しているか。 (2) 必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。 (3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実	(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 (5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。 (6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。 (7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。 (8) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。 (9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。 ア 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。 イ 運用収入の本部会計への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。 ウ 当期末支払資金残高は、優先的に各種積立金に充てられているか。 エ 当期末支払資金残高及び積立金は、安全確実な方法で管理運用されているか。 また、取り崩し等についての手続きは適正に行われているか。 (10) 高額の当期末支払資金残高等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を要するところはないか。 当期末支払資金残高を有している場合は、過大な保有を防止する観点から当該年度の運用費収入の30%以下の保有となっているか。 (11) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。
	(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。 (2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。 (3) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。 (4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。

主 眼 事 項	着 眼 点
3 防災対策の充実強化	防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。例えば、風水害の場合、「高齢者等避難」及び「避難指示」等の緊急度合に応じた複数の避難先が確保されているか。 ウ 非常災害に対する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）が作成されているか。 また、非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか。（必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。） エ 非常災害対策計画には、以下の項目が盛り込まれているか。 また、実際に災害が起こった際にも利用者等の安全が確保できる実効性のあるものであるか。 【具体的な項目例】 ・施設等の立地条件（地形 等） ・災害に関する情報の入手方法（「高齢者等避難情報」等の情報の入手方法の確認等） ・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等） ・避難を開始する時期、判断基準（「高齢者等避難情報発令」時等） ・避難場所（市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース 等） ・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等） ・避難方法（利用者の年齢や発達に応じた避難方法 等） ・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等） ・関係機関との連絡体制 オ 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。 また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。 カ 火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち入所施設については、1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。 キ 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っているか。